

令和7年度

事業計画書

自 令和7年4月 1日

至 令和8年3月31日

社会福祉法人 青い鳥

目 次

はじめに	1
経営企画本部	2
小児療育相談センター 診療相談部	5
小児療育相談センター 小児眼科部	8
小児療育相談センター 検診事業部	10
子育て事業部	12
横浜市東部地域療育センター	15
横浜市中部地域療育センター	19
横浜市南部地域療育センター	22
川崎西部地域療育センター	26
横須賀市療育相談センター	30
横浜市港南区生活支援センター	33
川崎市発達相談支援センター	35
川崎市発達障害地域活動支援センター「ゆりの木」	37
横浜東部就労支援センター	39
川崎南部就労援助センター	41

～ はじめに ～

少子高齢化が進む中でも、発達障害のある子どもたちなど支援の対象となる人は増え続けており、そのニーズも変化し、多様化しています。

療育の分野では、第2期中期経営計画に沿って、学齢後期への支援、サテライトでのひろば事業、医療的ケア児への支援など令和6年度からの取組を着実に進めるほか、療育センターでは国や自治体から求められている地域連携の強化、訪問支援等のアウトリーチ施策に力を注いでまいります。

また、青少年期以降の発達支援、生活支援、就労支援の分野も、各々の事業の中でネットワーク機能やアウトリーチ機能の充実を図ります。

小児眼科・検診事業部では、新たに令和7年度より横浜市内6区において3歳児健診時に屈折検査機器を用いた検査を行い、令和8年度の全市展開を目指し、弱視等の早期発見・治療に繋げるようモデル実施に取り組みます。

子育て支援については、昨今事業自体に居場所的な役割への期待が増しているようにも感じていますが、私たちは「一人ひとり、利用者の悩みに寄り添った丁寧な相談・支援」を心掛け、子育てに悩む方々に、真に求められる支援を実践していきたいと考えています。

こうした支援を着実にを行うためにも、人材の確保・定着・育成は喫緊の課題であり、令和6年度から取り組んでいる処遇改善や新たな人材育成の仕組みづくりを礎として、今後も取組を進めてまいります。

経営企画本部

【本部目標】

1 経営基盤の強化

(1) 「信頼される法人」であるための取組

事業実績だけでなく、情報管理のセキュリティや組織ガバナンスの強化など、ご利用者や関係者の信頼を得るための取組や、災害等に備えた安全・安心のための取組と各事業所に向けた支援

- ・ 情報セキュリティの確立
- ・ コンプライアンスの徹底
- ・ ガバナンスの強化
 - ・ 各事業所 BCP 計画等の PDCA 支援
 - ・ 法人倫理審査委員会の設置検討

(2) 財務基盤の確立

- ・ 業務効率化に向けた IT 導入、保有施設修繕の資金計画等の策定、管理
- ・ 主な事業計画の策定、事業所支援、及び予算の進捗管理

2 人材戦略の構築

- ・ 中長期の視点を持った職員の確保、育成及び定着化策の検討と段階的实施
- ・ 社会経済情勢等を踏まえた新採用者確保策の実施
- ・ 新たな人材育成制度における研修体系の構築
 - ・ 各種ハラスメント対策の推進及びカスタマー・ハラスメント対策の検討
- ・ 障害者雇用について、障害者雇用促進法の基本的理念に基づき、積極的に職場実習を受け入れる等ノウハウを活かして、いっそうの取組みを進める。

3 公益的取組の推進

- ・ 発達障害児・者支援フォーラムの検討・実施

【事業計画】

1. 経営基盤の強化

(1) 信頼される法人であるための取組

ア) 情報セキュリティの確立

重要データの多重バックアップの検討、電子カルテ導入に伴うネットワークの切り分けや再構成等の検討及び実施、ネットワーク機器の更新など、セキュアで安定したネットワーク運用に向けて各種取組を実施する。

イ) コンプライアンスの徹底、ガバナンスの強化

- ・ 理事会、評議員会、経営会議、法人運営会議等の開催・運営。
- ・ 法人が直面する重要課題・経営課題につき適切に協議・検討する。
- ・ 任期満了に伴う評議員・役員選任等、理事会及び評議員会等を適切に運営する。
- ・ 法令に基づく経営情報の開示。
- ・ 会計士監査の適切な実施。

ウ) BCP計画のPDCAの実践

障害福祉サービス事業所のBCPおよび感染症対策の策定と訓練等の都度における課題の抽出、対策検討、規程の改定を行う。また、法人全体として事業の再開、継続を念頭に置いた体制づくりを行う。障害福祉サービス事業所以外の事業所についても適用できるマニュアルや方針等の整備に関して支援を行う。

エ) 倫理審査委員会の設置検討

これまでも職員の実施する臨床研究等については、各事業所単位で内部審査を進めてきたが、昨今の国や各学会の倫理指針等に鑑み、法人として一括した審査体制構築を検討し、設置を目指す。侵襲の有無等個々の研究事案により審査レベルを区分し、随時開催方式を検討している。

オ) 情報発信の促進

経営情報等の発信に努め、職員が一丸となる組織風土づくりをすすめる。

カ) IT化の推進

- ・ 決裁、情報共有等のシステム構築を進め、迅速な意思決定及び事務執行の適正性の向上を図る。
- ・ 各種クラウドシステム導入に伴う職員利用回線の構築について検討・実施する。

(2) 財務基盤の確立

ア) 健全で安定した財政基盤の確立

- ・ 各センター・事業所の担当者に対し、当該事業所の収支状況を容易に把握できるよう本部から指導・支援を行う。
- ・ 予算及びその執行状況を月次等で把握できるよう管理を徹底する。
- ・ 委託事業の事業費については、支出面での費用抑制に努めるとともに、自治体等からの前年度同額の補助、配分等を是とせず、実績・予測から必要額を精査し、予算要求等の段階から関係自治体に強く求めていく。
- ・ インボイス制度、電子帳簿保存法改正への対応は順調に進んでおり、引き続き運用に携わる事務職等を中心に習熟に努め、事務作業の効率化を推進する。

イ) 保有施設の改築・修繕計画及び資金計画等の策定

- ・ 小児療育相談センター大規模修繕工事について、建築費の高騰に対し適切な資金計画を立案し施工までのロードマップを再度検討するとともに、施工に伴う診療センター事業への影響と対応を検討する。
- ・ 小児療育相談センター事業を将来にわたり継続するため、あり方など諸課題の検討を行う。
- ・ 法人所有の固定資産である川崎西部地域療育センター建物の外壁修繕実施を支援し、修繕計画策定と管理・実施も支援する。

ウ) 主な事業計画及び予算の進捗管理

- ・ 第一期中期経営計画の振返りを踏まえ、第二期中期経営計画の進捗管理を行う。
- ・ 各年度予算、事業実績の月次管理を行い、不足等については適宜対策を図る。
- ・ 修繕計画に基づき青い鳥会館の維持管理を適切に行う。
- ・ 事業所に向けた支援として対外調整や自治体等との協議等をサポートする。
- ・ 複数事業所に跨るシステム等法人として調整を要する事項や、法人独自に事業を実施しようとする場合の協議、調整を図る。

2. 人材戦略の構築（人材マネジメント）

(1) 職員の確保、育成及び定着化の検討・実施

- ・ 新たな人材育成制度の運用により職員と組織の更なる成長を促す。

- ・ 処遇改善制度の安定的な運用による処遇の向上や、従来から実施してきた仕事と生活の両立支援への取組を更に推し進めることで職員の定着を促すとともに、採用活動でのPRにより優秀な人材の確保を進める。
- ・ 次代を担う人材の育成や組織活性化のため、管理職候補となるポストへの登用を積極的に進めるとともに、若手職員や長期間異動のない職員の異動を積極的に進める。
- ・ 職員の安全と健康の確保に配慮し、働きやすい職場環境となるよう、各種のハラスメント防止対策等を進める。

※ カスタマー・ハラスメント対策の検討

法人の理念・ビジョンの実現に向けては、相談・支援等のサービスをご利用いただく側と提供する側の協力と信頼関係が必須である。

また、職員を守る立場にある法人としても、暴言・暴力・悪質なクレーム等の迷惑行為に対しては、人を傷つけるだけでなく、その後の事業運営にも悪影響を及ぼすものとして改めて周知し、ご利用者をはじめとする関係者各位へご理解いただきたい旨お知らせするための線引きと手法を検討する。

- ・ 女性活躍推進法行動計画に基づき超勤時間の縮減等を計画的に進めるとともに、適切な情報公開に努める。
- ・ 労働時間の適切な把握や業務効率化ができるよう勤怠管理システムのリニューアル導入を順次行う。

(2) 新採用者の確保

ア) 常勤職員採用の促進

厳しい求人難に対応するため、採用方法を多様化させる。また、事業内容や実際の取組におけるWEB上での公開や、各療育センターでの見学会開催等により求職者の志望意欲を高めるとともに、令和7年度に引き上げとなる初任給など、処遇が高水準であることをインターネット求人情報サイトや就職フェアなどで積極的に広報するなどし、人材確保を進める。

イ) 障害者雇用の促進

経営企画本部・川崎西部地域療育センターなど、雇用を継続している事業所での定着化を図るとともに、新たな障害者雇用に向けて、現在は雇用のない事業所での職場実習の受け入れを積極的に進める。

(3) 研修制度の見直し

新たな人材育成制度のもと、事業の運営や法人運営を担う人材の育成を目的として、新たな研修体系の構築に向けた検討を進める。

3. 公益的取組の推進

- ・ 第7回発達障害者支援フォーラム（仮）の開催内容検討と令和7年度内の実施。
- ・ 社会福祉法人制度改革の趣旨を踏まえ、ガバナンス強化や地域社会に貢献する取組を推進する。

小児療育相談センター 診療相談部

【事業部目標】

1 丁寧な相談対応

- ・ 小児療育相談センターでは、「横浜市学齢後期障害児支援事業」の医療型学齢後期障害児支援事業所としての役割も担っており、思春期・青年期から成人期以降の発達障害者を幅広く、また継続して診療を実施している。
- ・ 幅広い世代の診療相談に対応できる数少ない医療機関として、相当の診療数となる中、思春期・青年期の発達障害児・者を中心として、ご利用者一人ひとりに寄り添い、家族関係、学校生活、仕事、地域での暮らしに視点をあて多職種でのチーム支援を引き続き実施する。
- ・ 令和6年度に開所した横浜市学齢後期発達相談室みななどでも、ソーシャルワーカーや心理士による相談と、医師による診療相談を組み合わせ、丁寧な相談、診療に取り組んでいる。

2 すみやかな相談対応

- ・ 診療相談ニーズの増加傾向が容易に予見される中、症状の安定した利用者や年金診断書の取得等を要件とする利用者を相談室みなとや他機関の相談支援、診療対応に繋げるなど、必要な方の初回面接をすみやかに実施できよう工夫を重ねている。
- ・ また、年々増え続ける診療ニーズの解決策については、一医療機関では対応に限界もあり、引き続き、横浜市と緊密に連携、協議しながら検討を進めていく。

3 人材の育成

- ・ OJT等のほか、関係機関との意見交換会、ケースカンファレンス、専門学会への参加などを通じ、常に職員の資質向上と研鑽に努めている。
- ・ また、診療相談部職員が一体感を持って業務に向き合えるように、相談室みなとと合同で研修を実施するなど、人材育成と交流を進めている。

4 経営基盤の強化

- ・ 電子カルテ導入から3年を経て、引き続き業務の効率化、職員配置の適正化などに取り組む。また、医師については大学医局との良好な連携のもと、児童精神科医師の育成と確保を図りつつ、診療報酬の向上を目指す。

5 発達障害児者対応充実にに向けた情報発信

- ・ 横浜市の関係局と連携し、福祉施設や基幹相談事業所、校長会、スクールソーシャルワーカー、特別支援コーディネーター等、主軸となる発達障害児・者支援関係者との研修会や意見交換を実施する。日々の実践や内部研修等の成果を活かし、当センターならではの研修内容を検討・実施・発信する。
- ・ 20年以上継続実施している「家族のための勉強会」を引き続き実施する。

【事業計画】

1. 診療相談事業

横浜市域を中心に、発達障害児・者、知的障害児・者の「学齢期、青年期、成人以降のライフステージを通して、発達、家族関係、学校生活、仕事、地域生活等に焦点をあてた医療と福祉、教育が重層的な連携を発揮した支援」を行う。

- (1) 職員体制 医師 12 人(児童精神科・神経小児科・小児科)、社会福祉士 6 人、精神保健福祉士 2 人、公認心理士 6 人、臨床検査技師 1 人、看護師 5 人、医療事務 7 人、事務 1 人の常勤、非常勤 計 40 人

(2) 主な業務内容

- ・ 医学的診断と治療（精神療法、薬物療法等）、および相談指導
- ・ 家族支援、地域生活支援、福祉制度利用、関係機関連携等の相談・支援
- ・ 心理発達評価、療育相談、カウンセリング等の心理相談
- ・ 学齢後期のグループ活動
- ・ 家族勉強会

(3) 事業計画 ※上段は小児療育相談センター、下段は相談室みなど

内 容	事業計画	備 考
継続利用者	延べ 4,000 人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域別（横浜市 1,800 人、川崎市 270 人、県域 480 人、県外 50 人） ・ 年齢層別（就学前 20 人、小学生 80 人、中高生 900 人、青年 400 人、成人 1,200 人）
	延べ 1,100 人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横浜市内、中学生・高校生年代
新規利用者	350 人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横浜市内、中学生・高校生年代
	250 人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横浜市内、中学生・高校生年代
心理相談	600 人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 延べ相談件数 2,000 人
	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心理職による専門的支援をソーシャルワーカーと一体となって実施
関係機関連携	100 件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校訪問等、療育機関、医療機関等
	100 件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業開始に向け、横浜市教育委員会、市立中学校、地域の医療機関等と連携した支援を実施できるよう進める。
グループ活動	延べ 50 人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 16 回実施（1 クール 8 回×前期、後期 学齢後期対象）
	延べ 40 人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20 回
家族勉強会	100 人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講演会（会場開催、オンデマンド配信）
	30 人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講演会（会場開催、オンデマンド配信）

2. 横浜市学齢後期障害児支援事業（横浜市委託事業）

「横浜市学齢後期障害児支援事業」における、概ね中学校期以降(思春期)の支援施策として、障害児とその家族を対象に、不適応・自傷他害・ひきこもり等をはじめとする課題の解決に向け以下の具体的な診療・相談・支援や関係機関連携支援を実施する。

当センターは利用希望者の増加により年々待機期間が長期化している。相談室みなどと連携しながら、診療ありきではない対応について検討する。

(1) 主な取組内容

- ①センターにおける診療と相談、相談室みなどでの相談と医療相談
- ②家族を対象とした勉強会等の実施
- ③学校等関係機関との連絡調整、関係機関支援
- ④相談後の処遇の場の提供および研修会等

(2) 診療相談

- ・ 小児療育相談センター：中学生、高校生等 約 700 人（延べ 4,000 人）
- ・ 相談室みなど：中学生、高校生等 約 300 人（延べ 1,100 人）

(3) 関係機関連携支援等

発達障害児の本人支援・家族支援をより効果あるものにするために学校、方面別教育事務所、児童相談所等の関係機関との連携支援を積極的に推し進める。

- ・ 小児療育相談センター：支援生徒数：約 40 人 ・ 連携支援件数：約 100 件
- ・ 相談室みなど：支援生徒数：約 40 人 ・ 連携支援件数：約 100 件

3. 横浜市重度障害児・者対応専門医療機関補助事業

小児療育相談センター児童精神科、小児眼科では積極的に重度障害児・者の診療を行っている。在宅障害児・者の療育相談、児童精神科診療に関わる看護師、臨床心理士、ソーシャルワーカー、小児眼科視能訓練士の人件費の一部を横浜市の補助金によって運営する。

4. 社会貢献（地域における公益的な取組）

小児療育相談センターにおいて、実習指導者講習会修了者を配置し、状況を踏まえながら福祉系学部がある大学等からの実習生を受け入れる。

小児療育相談センター 小児眼科部

【事業部目標】

1 眼科受診件数の維持と安定的なスタッフの配置（継続）

- ・ 年間約 6,000 人（延受診者数）の診療を安定的に行うための医師、スタッフの適正な配置を確保する。
- ・ 多様な障害児・者の行動や心情の特性について理解を深め、より良い眼科診療を提供するために職員一人ひとりの能力向上に取り組むとともに、検診事業部とも協働し、部内の応援体制を組むなど診療体制の充実に努める。

2 スタッフの人材育成と医師の確保

- ・ スタッフに対する発達障害児・者の理解への取組を進め、障害児診療の様々なリスクに備える。
- ・ 横浜市立大学医局より派遣される医師への教育指導を継続する。

3 情報管理の見直しと改善

- ・ 電子カルテ導入に伴う個人情報の取り扱いについて、適宜必要な見直しを図るとともに効率的な予約管理に努める。

4 視覚認知検査・トレーニングの継続と地域における公益的な取組

- ・ 視覚認知検査・トレーニングを引き続き実施し、そのニーズに対応する。
- ・ 川崎市域における療育センター通園児への定期的な眼科検診・検査を進め、地域のニーズに応える。また、地域クリニックから視能訓練士の研修を受入れ、地域全体での検査技能向上と当センターの役割について普及啓発を促進する。

【事業計画】

1. 診療体制

- (1) 診療日：週3日（月・水・木）、2外来制：月・木（午前）、水（午前・午後）
視覚認知：火曜日、金曜日（第1・2・3は2枠）OT 枠第1・3・4火曜

	月	火	水	木	金
午前	2外来	視認	2外来	2外来	視認
午後	1外来	視認	2外来	1外来	視認

(2) 利用者数

令和5年度実績 実人数：3,036人（初診570人・再診2,466人）延べ人数6,661人
※初診のうち、約60%が自閉症スペクトラム、発達障害疑いなどを持つ児。

	R5年度	R6年度 (予想)	R7年度 (見込み)
初診	570	540	500
再診	2,466	2,470	2,200
計	3,036	3,010	2,700
延べ人数	6,661	6,350	6,400

(3) 視覚認知検査・トレーニング事業の実績

検査実施人数	105人(延人数)
トレーニング実施人数	74人(実人数)
トレーニング実施回数	209回

※R6年12月末現在

- ・ 初診児の主な診断名
 - ①屈折異常：近視、近視性乱視、遠視等
 - ②弱視：屈折性弱視、不同視弱視等
 - ③斜視：外斜視、内斜視等
 - ④その他疾患：睫毛内反症、先天性鼻涙管閉塞、白内障等

2. 職員体制

- ・ 医師、視能訓練士、看護師等 計12人(常勤、非常勤)

3. 社会貢献(地域における公益的な取組)

- ・ 川崎市南部地域療育センターにて通園利用者に向けた眼科検診、視力検査の実施
- ・ 川崎市北部地域療育センターにて通園利用者に向けた眼科検診実施
- ・ 川崎市中央地域療育センターにて通園利用者に向けた眼科検診実施
- ・ 地域クリニックより視能訓練士の研修受け入れ

小児療育相談センター 検診事業部

【事業部目標】

1 横浜市3歳児健診での屈折検査導入本格始動

- 令和7年9月より横浜市3歳児健診での屈折検査導入が開始される。先ず試行的に6区を行い、令和8年4月からは全区導入を目指す。横浜市との綿密な打ち合わせを重ねながら、これまで県域にて実施してきた3歳児健診の屈折検査のノウハウを活かし、弱視等の早期発見、早期治療の向上に努めていく。
- 屈折検査を行うにあたり、検査に関わる全員が適切な測定をできるように視能訓練士以外の臨床検査技師、看護師にも検査技能を習得してもらい、事業部全体で対応に向けて取組を進める。
- 横浜市の3歳児健診への参画に加え、従来どおり県下24市町の視聴覚検診についても引き続き実施することから、随時検査体制の見直しや効率的なスタッフの配置を検討し、可能な限り業務の省力化・効率化に努める。

2 人材の育成

- 次世代を担う人材育成に取り組むために、業務全体の流れや検査、事務作業の指導、新職員へのOJTなど培ったノウハウを確実に継承、発展させながら、全体の底上げを図っていく。

3 情報管理の徹底

- 業務上必要となる対象者名簿等の個人情報の多くは「紙媒体」であり、その作成・移送・保管・廃棄の取扱いについては、部内での厳重な管理徹底を図り、漏洩・盗難・紛失といったリスク対応を強化する。

【事業計画】

1. 県域3歳児視聴覚検診事業（神奈川県域市町・川崎市委託事業）

母子保健法及び同法施行規則にもとづき、市町村の3歳児乳幼児健診事業と連動し、一次調査票の回収、二次検査対象児の選別と二次検査の実施を着実に行う。

(1) 一次調査：令和7年度は24市町において約26,000人の検診を行う。

(2) 二次検査：一次調査対象児のうち、視覚30.1% (7,846人)、聴覚22.4% (5,736人)の二次検査を各市町保健センター等に出向き行う。(推計)

県域市町別検査予定数

(令和6年1月1日現在人口統計による)

平塚	1,616	秦野	910	葉山	182	中井	32	箱根	32	山北	31	合計
鎌倉	997	大和	1,733	寒川	353	大井	109	湯河原	57	横須賀	1,996	
小田原	1,128	伊勢原	696	大磯	163	松田	49	真鶴	20	藤沢	3,402	
逗子	300	南足柄	183	二宮	152	開成	168	愛川	219	川崎	11,050	

2. 横浜市3歳児視聴覚検診事業（横浜市委託事業）

横浜市の幼稚園・保育所(施設数:横浜市1,227)に在園している3歳児(児童数:約26,000人)を対象に視覚・聴覚のスクリーニングを実施し、精密検査により早期に視聴覚異常を発見し治療指導に繋げる。

また、家庭で保育する児童に対しては個別勧奨通知の送付等により、効率的で精度の高い検診を実施する。

検査予定人数（令和6年1月1日現在の実績による）

横浜市	対象児数	視覚二次検査対象	聴覚二次検査対象
	26,000人	6,148人（23.6%）	5,194人（20.0%）

3. 横浜市3歳児健診屈折検査（横浜市委託事業）

横浜市3歳児健診における屈折検査が開始（令和7年9月～）

- ・ 実施予定区：6区（南・港南・港北・金沢・青葉・泉）
- ・ 対象人数予定：約9,300人

4. 職員体制

- ・ 視能訓練士、臨床検査技師、看護師等 計17人（常勤、非常勤）

子育て事業部

【事業部目標】

1 事業の発展と健全経営

- 自治体からの事業委託契約について以下を更新・締結した。
 - ①横浜市磯子区地域子育て支援拠点 【令和7～11年度・5か年】
 - ②藤沢子育て支援センター 【令和7年度（9年度まで延長可）】※茅ヶ崎市子育て支援センターは、令和7年3月末をもって受託終了
- 自治体の委託契約については、一般的な傾向として随意契約から指定管理制度や公募型入札方式への変更が進んでいる。

今後も『座間市子育て支援センター』をはじめ、現契約満了により改めて運営法人選定が予定される中、法人の「子育て支援の理念」とこれまでの取組や運営実績をアピールできるよう検討・準備を進め、事業の継続・発展を図る。

2 人材確保と人材育成

- 引き続き欠員補充など速やかな体制維持と人材確保に努める。

また、子育て事業所間の人材交流の促進や様々に内外の研修機会を提供すること等により、人材育成を図っていく。
- また、優れた人材の確保と定着に向け、引き続き賃金引上げなど職員の処遇改善を図るため、予算措置を含め各自治体との協議を進める。

3 地域における公益的な取組

- 地域の子育て関係団体や関係者、その支援グループなどと連携を図る中で利用者からの要望等を受けた地域課題の共有や、学生等実習生や地域関係機関等の関係者視察・見学の受け入れなど地域の中での公益的な取組ができるよう努めていく。

4 情報セキュリティ・IT化の推進

- ヒヤリハットの共有や研修等の機会を捉え、随時情報セキュリティの重要性を随時職員に徹底するとともに、各自治体とも協議を進め、各事業所のIT環境整備と、SNSを活用した情報発信力の強化に取り組む。

【事業計画】

1. 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業、つどいの広場事業）

（県域4市4町委託事業）

子育てアドバイザーを配置して親子で自由に過ごせる「子育てひろば」の運営を中心に、各種支援活動を展開し、ニーズへの対応に努めていく。

- 支援センターの運営8か所、つどいの広場の運営7か所
- アドバイザー配置数66人（令和7年4月1日予定）

※「つどいの広場」とは週3回程度開設する、支援センター同様に運営する事業。

表－1 子育て支援センター、つどいの広場 市町別運営計画

	逗子	藤沢	秦野	座間	寒川	松田
人口（R7年1月）	55,216	443,533	160,537	131,783	48,508	10,251
支援C（つどい）箇所数	1(0)	1(1)	1(6)	1(0)	1(0)	1(0)
アドバイザー配置数（R7年1月）	8	10	18	7	7	4
R7年度来所人数見込	9,500	10,500	28,000	10,500	9,300	5,500
R7年1月末現在来所人数	7,626	8,705	22,859	8,677	7,706	4,460
	山北	開成				合計
人口（R7年1月）	9,036	18,741				877,605
支援C（つどい）箇所数	1(0)	1(0)				8(7)
アドバイザー配置数（R7年1月）	4	7				65
R7年度来所人数見込	6,000	12,000				91,300
R7年1月末現在来所数	5,060	10,634				75,727

※来所人数には定期開催(月数回)の出向ひろば参加者数を含む。

2. 横浜市地域子育て支援拠点事業（鶴見区、磯子区委託事業）

- ・ 磯子区拠点は第5期5か年（令和7年度～11年度）の受託が決定し、引き続き事業推進に努めていく。
- ・ 鶴見区拠点・サテライトは第4期5か年の3年目となり、引き続き、区・地域と連携して、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援、様々な背景を持つ親子への積極的な支援に努める。
- ・ 事業に含まれる横浜子育てサポートシステムは、両区ともに引き続き利用者の負担軽減の取組を進めるとともに、会員拡大に向け、区民向け広報に努めるとともに、事務事業の効率化を図る。

表－2 横浜市地域子育て支援拠点運営計画

	鶴見区 (サテライト含)	磯子区	2区計
人口（R7年1月）	295,511	164,435	461,946
アドバイザー配置数（R7年1月）	27	18	45
R7年度子育て支援拠点来所人数見込	25,000	16,000	41,000
R7年1月末子育て支援拠点来所人数	20,868	13,234	34,102
R7年度子育てサポートシステム活動件数見込	2,800	3,500	6,300
R7年1月末子育てサポートシステム活動件数	2,474	2,937	5,411
R7年1月末子育てサポートシステム会員数	1,109	770	1,879

3. ファミリーサポートセンター事業（県域市町委託事業 3市3町）

- ・ 藤沢市をはじめ県下3市3町の運営を受託し、地域住民による子どもの一時預かり活動を通して、仕事と育児の両立を支援するとともに、在宅の養育者（専業主婦等）の託児ニーズにも広く応える事業として子育て家庭の育児負担の軽減を図る。
- ・ 会員同士が安心して活動できるよう調整していきながら、同事業が地域子育て支援の重要なセーフティネットであることを踏まえ、一層、事業の積極的な運営を行う。
- ・ アドバイザー配置数：26人(令和7年4月1日見込み)

表-3 ファミリー・サポート・センター 市町別運営計画

	逗子	藤沢	秦野	寒川	松田	開成	合計
人口 (R6年1月)	55,216	443,533	160,537	48,508	10,251	18,741	736,786
アドバイザー配置数(R7年1月)	4	9	5	3	2	3	26
R7年度活動件数見込	2,000	13,000	6,400	2,600	900	350	25, 250
R7年1月末現在活動件数	1,385	10,541	5,389	2,176	737	281	20, 509
R7年1月末現在会員数	1,708	7,927	2,027	893	410	380	13, 345

4. 社会貢献（地域における公益的な取組）

- ・ 将来の子育て支援人材の育成のために、学生や教員等の実習生を積極的に受け入れる。
- ・ 地域住民等で子育て支援に関心を持っている人たちが今後の担い手となるように、また行政関係者や議会議員等の理解を深めてもらえるように、視察や見学についても積極的に受け入れる。

5. その他

- ・ 子育て支援関連自主刊行物（既刊）の頒布。

横浜市東部地域療育センター

【施設目標】

1 職員の意欲と成長を支える組織作り（人材育成計画と心身の健康増進）

- ・ 人材育成委員会を発足し、人材確保による組織運営の安定と経験に応じた階層別研修を内部で計画・実施する。
- ・ IT化・システム化に対応した人材育成や業務の効率化に取り組む。
- ・ 個人情報をはじめとする情報管理の安全性に配慮した環境整備を行う。
- ・ 健康相談、ストレスチェック、面談の実施など職員の心身の健康増進に取り組む。

2 経営基盤の強化（増収策や経費削減策の検討と財源の確保）

- ・ 中期経営計画等に沿って、適宜、診療所や通園の事業について運営状況（利用料金収入や診療報酬、職員体制）を確認・分析を行い、必要の都度改善と効率化（診療枠、通園枠、人材、稼働率向上等の見直し）を図る。
- ・ 委託契約及び備品購入、修繕等の経費削減の取組を継続し、優先順位を付して予算執行状況に応じた計画的な運用を図る。

3 一次支援の拡充および利用者増や地域支援に対する取組

- ・ ひろば事業や各種講座、心理相談を着実に実施し、保護者に寄り添いながら柔軟に個別相談に対応する。初診前後の支援を多岐にわたり充実させることで利用者の不安感の軽減や、その後の迅速な対応を可能とする。
- ・ 区の地域子育て支援拠点において保護者向け講座を行うなど、地域への間接的な支援をとおして地域連携の強化に努める。
- ・ ソーシャルワーカーを中心に、地域の児童発達支援事業所への巡回訪問など今後の地域支援促進に向けて手法を検討・試行する。
- ・ 早期療育科では、現行の4ヶ月クール制を継続しつつ、対象年齢を拡大し（2～5歳児）、さらに希望者には卒会後の相談の場としてフォロークラスを継続実施。
- ・ 通園課では通園希望者の増に対応するため、併行通園クラスを増設して利用定員の拡大を図る。（利用延べ26名増）
- ・ 外国に繋がる子ども達や保護者の増加に対応した通訳を配置する際、通訳者向けに、発達障害や制度等に関する簡単な研修を実施するなど意思疎通の円滑化に努める。

4 電子カルテ・グループウェアの導入と構築

- ・ 電子カルテの円滑な導入に向け、業務の見直しを行い運用方法を構築する。
- ・ グループウェアを活用し、業務の効率化と情報共有の円滑化を図る。

5 地域における公益的な取り組み

- ・ 専門職による保育所等訪問支援事業を充実させていくとともに、多職種で構成するチーム単位で地域の保育所等に向けた出張サポートや講座を拡大することで、職員の専門的なノウハウを積極的に地域に還元し、地域の保育への支援を行う。
- ・ 家族や学生等、地域に向けて幅広く福祉に関する情報を提供するよう努める。
- ・ 地域の中で利用者が安心して過ごせるように、教育・医療・福祉機関との連携を含めてライフステージに応じた相談支援を行う。
- ・ 併行通園先への巡回訪問は、事前の情報交換を充実し、効率的に実施する。

【事業計画】

1. 診療部門

発達の遅れや障害が疑われる子どもを対象に、診断、治療、検査、機能訓練等を行い、成長発達に伴う変化に応じた生活を送るための、基盤づくりや支援を行う。

(1) 診療科目

- ・ 児童精神科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、補装具外来、摂食外来
- ・ 初診 900～1,000 人、再診 12,000～13,000 人

(2) 個別療育・訓練・早期療育科

- ・ 医師による診断、治療、補装具の相談、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による機能評価・訓練、心理士による発達検査、心理療法、評価、家族支援プログラムを行う。
- ・ 早期療育科では知的発達の遅れや偏りがある2～5歳児を対象に、家族の育児や暮らしへの支援等を実施する。多くの利用者に対応するために、4か月のクール制を継続する。また、4か月グループを利用した方の中で、希望者には卒会児グループとして親子で通うフォローグループを開催し、相談支援の場を提供する。
- ・ 年間で新規クラスに216名、卒会児クラスに100名ほどの受け入れを行う。

2. 通園部門

障害に配慮しながら、健康的な身体、基本的な生活習慣、豊かな人間関係の育成のために、個別療育目標を作成し、一人ひとりの子どもに応じた専門的な療育支援を行う。

児童発達支援センター

(1) 令和7年度 利用児童数（予定数）

施設種別	利用児童数	定員
児童発達支援センター（知的障害児・肢体不自由児）	121	60

(2) クラス編成

- ①障害種別と年齢および療育経過などを考慮し、クラス編成を行う。
- ②概ね3・4歳児は親子通園、4・5歳児を単独通園とする。ただし、療育年数や子どもの状態により親子登園とする場合がある。
 - ・ 親子通園（療育経験が初めての3、4歳児）
 - ・ 単独通園（単独通園の継続や親子通園または早期などから移行した4、5歳児）

(3) 年間行事・保護者プログラム

- ・ 行事—入園式、卒園式、運動会、参観週間、その他季節行事
- ・ 保護者プログラム—勉強会、懇談会、個人面談、試食会
- ・ その他—プール、避難訓練（地震、火災、津波等）
- ・ 親子参加プログラム（家庭や地域に般化するためのプログラム）
- ・ 健診—内科健診（前期後期）、歯科健診（前期後期）、耳鼻科健診、尿検査

(4) 併行通園先等の訪問

職員による親子通園利用児の併行通園先への訪問を行い、情報の共有と連携強化を行う。年間40日程度実施予定。

(5) 利用児童数の増加

併行通園希望者の増加に伴い併行通園クラスを4クラス増とし、7クラスとする。

3. 児童発達支援事業所「わかば」

(1) 対象と利用児童数（48名契約予定 1クラス6名×8）

- ・ 概ね3歳児（一部4、5歳）を対象とする親子療育を行う。

- (2) 年間予定・保護者プログラム
 - ・ 1 教室につき週 4 日療育支援を提供し、週 1 日を巡回設定日とする。
 - ・ 週 1 回の通所頻度で 1 年契約。1 回 3 時間の親子療育プログラムを行う。
 - ・ 保護者勉強会、懇談会、個別面談などの保護者プログラムの提供を行う。
- (3) 併行通園先等の訪問（年間 40 日程度実施予定）
 - ・ 職員による併行通園先への訪問を行い、情報の共有と連携強化を行う。

4. 地域支援部門

診療部門のスタッフと連携し、発達診断・検査・心理評価・個別相談をもとに、ライフステージに沿った支援を行う。

- (1) 相談：発達の遅れや障害のある児童の療育などの相談を電話、面接により実施。
(新規申込み 900～1000 件、延べ相談件数 10,000 件)
- (2) 巡回相談：保護者や保育所・幼稚園等からの依頼を受け、発達の遅れや障害のある児童等の支援、職員への助言及び療育技術の指導を実施。効率化のため半日で実施（年間 250 回、延べ相談件数 2,300 件）
- (3) 各区療育相談：各区福祉保健センターに出向き、子どもと家族の支援を行う。
(対応件数 2 区で延べ利用人数約 120 件)
- (4) 地域支援：訓練会の支援を行う他、学童保育等の関係機関や幼稚園、保育所向け研修の充実を図る。要支援児が多数在籍する園に対しチームで訪問支援を継続する。
- (5) 家族支援：療育センター利用者の家族に対して勉強会、講座、相談等を行う。
- (6) 学校支援：エリア内の学校（35 校、延べ 40 回）へのコンサルテーション、特別支援教育コーディネーター連絡会や特別支援教育研究会への支援を行う。
- (7) その他相談事業、他機関との連携：
各会議、ケース連絡などを通して、区役所、学校、幼稚園、保育所、地域活動ホーム、社会福祉協議会、児童相談所、教育委員会等との連携を図る。
- (8) 児童発達支援事業「パレット」：
知的発達の遅れのない発達障害のある 5 歳児並びに保護者を対象とする。定員の日々 2 クラスで 12 人、在籍児 60 人に対し、月 2 回～週 1 回のグループ療育を行うとともに、就園先を訪問し、情報交換・助言・指導等を行う。
- (9) 保育所等訪問支援事業：
保育所等を利用中の障害児等が集団生活に適応できるよう専門的・個別的なアウトリーチ支援を継続。（従来の巡回相談と併せ実施。）
- (10) 障害児相談支援事業：
当センター児童発達支援及び保育所等訪問支援を利用する児に障害児支援利用計画を作成する。上記支援の利用者約 250 人を予定。
- (11) 特定相談支援事業：
療育センター児童発達支援及び保育所等訪問支援の利用者に対して、障害者総合支援法に掲げるサービスの利用計画を作成する。
- (12) 相談機能の強化：
鶴見区の相談支援拠点の相談ルームいろはを活用し、面接等の相談機能をより強化するとともにひろば事業や講座、心理相談による子育て支援をより充実させる。また、神奈川区のケアプラザや東部センター本体を利用した出張ひろばを継続する。運動障害児に対するひろばも運営していく。

5. その他の事業

- ・ 初診待機解消モデル事業『学齢児への初診体制の整備による対策』
- ・ 地域ニーズ対応事業として『鶴見区、神奈川区で増加している外国にルーツを持つ子どもたちの保護者支援を円滑に行うための通訳者利用事業』

6. 管理部門

- ・ センターの事業運営、施設管理、施設利用収入(施設給付費、施設医療費)等の事務
- ・ 運営管理(事業計画、事業概要、届出作成、人事労務・経理・給食・備品・非常食)
- ・ 委託契約の締結と協議。(給食提供、通園バス運行・管理、庁舎管理・修繕及び清掃)等
- ・ 監査への対応(実態調査・外部監査)
- ・ 運営協議会の開催(年2回)
- ・ 情報解決の受付と対応
- ・ 市との連絡調整及び関連資料作成
- ・ 事故対応と報告
- ・ 情報公開(自己情報開示)への対応
- ・ 総合防災訓練の実施(年2回)及び非常時(感染症予防対策)への対応
- ・ 健康診断、ストレスチェックの実施
- ・ 会議、委員会、研修などの調整
- ・ 東部療育ビル5施設の連絡調整
- ・ IT化の推進(就業管理、請求事務、オンライン認証、電子カルテ、グループウェア等)

7. 職員体制

所長(医師)、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、臨床検査技師、ソーシャルワーカー、社会福祉士、精神保健福祉士、児童指導員、保育士、管理栄養士、事務等の常勤・非常勤(医師含む) 約125人

8. 社会貢献(地域における公益的な取組)

- ・ 実習生の受け入れ
- ・ 施設見学の受け入れ
- ・ 鶴見区・神奈川区において幼保職員向けの障害の理解講座(要配慮児研修)を開催

横浜市中心部地域療育センター

【施設目標】

1 一次支援事業及び地域支援事業の拡充

- ・ 「ひろば事業」は希望者の事情等に合わせて、開催設定は臨機応変に対応する。「個別相談」はこれまで心理職を中心に行なってきたが、相談内容によって保育職やソーシャルワーカーも入り多職種での相談支援を行なう。
- ・ 地域の子育て支援拠点や児童発達支援事業所との連携を図る。
- ・ 幼保園・学校のニーズを捉えてアウトリーチによる連携を強化するほか、ご家庭の事情等でセンターへの通所が困難なケースでは保育所等訪問支援を提供していく。

2 人材の育成

- ・ 職員主体の人材育成委員会を中心に職員が日々の業務から必要と感じる研修内容を集約し全体研修会を実施する。
- ・ 職員の対人スキル等対応力を内外問わず強化するためビジネスコミュニケーション研修を実施する。

3 経営基盤の強化

- ・ 各種の業務システムを活用し、所内の事務を効率化する事で、利用者サービスの向上につなげる。(待ち時間短縮・書類の簡略化等)
- ・ 修繕工事の管理を徹底し、同系工事の一括発注など経費節減を徹底する。

4 地域における公益的な取り組み

- ・ 幼稚園・保育所・学校等教育機関・地域関係機関等を対象とし、センター職員による講座・勉強会などを行い、地域機関・地域住民に学びの機会を提供する。
- ・ 横浜市小児科医会との医療連携を推進する。

5 サービス向上と適正化等に向けた取組

- ・ 「エビデンスに基づくメンタルヘルスサポート事業」を継続的に実施する。
- ・ 保護者への支援として「CARE」と「PCIT」を基盤にした“保護者と子どもとの関係性の改善支援”に取り組む。
- ・ 本人への支援として「超早期療育（JASPERプログラム）」を基盤に、児童の対人関係の促進等の支援に取り組む。

【事業計画】

1. 診療部門

発達に遅れや偏りがある子どもを対象に、評価・診断、治療、検査、機能訓練等を行い、成長発達に伴う変化に対応した生活を送るための基盤づくりや支援を行う。

(1) 診療科目

- ・ 児童精神科、神経小児科、小児科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、摂食外来、補装具外来
- ・ 初診 550～650人、再診 3,500人

(2) 個別評価・指導・訓練・早期療育科

- ・ 医師による診断、治療、補装具の相談。理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による機能訓練。心理士による発達検査、心理療法、評価等及び療育プログラムなどの作成や保護者向けの各種勉強会・ワークショップ等を行う。
- ・ 早期療育科では児童指導員を中心に、その他の専門スタッフと多職種連携にてグループ活動を通じ、子どもの生活面・発達面への支援・親子関係を高めながら、保護者自身への相談等を行う。

2. 通園部門

集団療育を基本とし、必要に応じて個別療育を取り入れながら、子どもの発達・生活支援、家族への生活支援や子ども理解の支援、地域での生活支援を行う。

(1) 利用児童数（予定数）

施設種別	利用児童数	定員
児童発達支援センター（知的障害児・肢体不自由児）	123	60

(2) クラス編成 子どもの障害特性や安全に配慮したクラス編成を行う。

- ①親子通園：週1日、各クラス定員9人で5クラス開催。計45人。
対象は早期卒、未療育の3・4歳児。
- ②単独通園：週5日、各クラス定員6～9人で4クラス開催。計33人。
対象は未療育、早期卒、通園卒の3、4、5歳児
- ③単独併行通園：
週1日、各クラス定員9人で5クラス開催。計45人。
対象は早期卒、通園卒の5歳児18人、4歳児27人。

(3) 年間行事

入園オリエンテーション、親子レクリエーション、勉強会、懇談会、個別療育面談、家族参観、卒園式、避難訓練、等

3. 地域支援部門

福祉制度、社会資源の情報提供、地域での生活等の個別相談をはじめ、幼稚園・保育所への巡回相談と保育所等訪問支援、小学校への学校支援事業、福祉保健センターでの療育相談等、地域の関係機関との相談・連絡調整を行う。

(1) 相 談：発達の遅れや偏りのある児童の療育等相談を電話、面接により実施。

(新規申込み 700 件、延べ相談件数 5,000 件)

(2) 障害児相談支援事業：

当センター児童発達支援及び保育所等訪問支援を利用する児に対して障害児支援利用計画を作成する。上記支援の利用者約 180 人を予定。

(3) 特定相談支援事業：

療育センター児童発達支援及び保育所等訪問支援の利用者に対して、障害者総合支援法に掲げるサービスの利用計画を作成する。

(4) 巡回相談：保育所・幼稚園等から依頼を受け、発達の遅れや偏りのある児童等の支援、職員への助言及び療育技術の指導を実施。

(年間延べ 200 回 延べ相談件数 1,500 件)

(5) 保育所等訪問支援事業：

高頻度な療育が必要であるが、家庭事情等により来所が困難なケースに個別的な訪問支援と保護者支援を実施する。ソーシャルワーカーだけではなく、心理職や訓練科職員を含めた訪問を行ない、ケースに合わせた内容で支援を行う。30名に年3回を目途に実施する。

- (6) 学校支援：エリア内の学校（25校 延べ60件）へのコンサルテーション、特別支援教育コーディネーター連絡会や特別支援教育研究会への支援。
- (7) 地域支援：地域住民や関係機関への啓発講演会の開催、訓練会の支援。
- (8) 各区療育相談：
 - 各区福祉保健センターに出向き、子どもと家族の支援を行う。
 - （対応件数 3区合計140件）
- (9) 家族支援：療育センター利用者の家族に対して研修、講演会、相談等を行う。
- (10) その他相談事業、他機関との連携：
 - 各会議、ケース連絡などを通して、地域活動ホーム、自立支援協議会、社会福祉協議会、児童相談所、教育委員会等との連携を図る。
- (11) 児童発達支援事業（フルール）：
 - 知的発達に遅れのない発達障害のある4歳児・5歳児並びに保護者が対象。
 - 定員は2クラスで12人/日、週48人となり、それぞれ週1回のグループ療育を行うとともに、就園先を訪問し情報交換を行う。保護者への支援も重要と考え、1クラスにつき年8回の保護者勉強会・年3回の参観懇談会を実施する。また、新規利用児に対して、入会前に体験保育を実施する。

4. その他の事業

- ・ 保護者支援及び児童支援を両面から強化することを目的として以下の事業を行う。地域ニーズ対応事業として、児童と家族（特に保護者を中心に）に対する「エビデンスに基づくメンタルヘルスサポート事業」を継続的に実施する。
 - ①保護者支援：CARE(Child Adult Relationship Enhancement)講習会の指導資格を有する心理士の体制を整備、さらに所内にてスタッフに対してCAREワークショップを行い、センター全体で多様なニーズに対して肯定的介入を実践する。
 - ②児童支援：超早期療育(JASPERプログラム)に基づく指導を導入する。JASPERの研修中の心理士による外来児への個別指導、早期療育科職員の行動観察検査(SPACE)のスキルアップ、保護者向けの「遊びを通じた親子の関わり」についての勉強会を実施する。

5. 管理部門

- ・ センターの事業運営、施設管理、施設利用収入（施設給付費、施設医療費）等の事務
- ・ 運営協議会の開催（年2回）、苦情受付、市との連絡調整会議の取組み
- ・ 給食の提供（委託）、通園バスの送迎（委託）等の管理
- ・ 施設業務効率化

6. 職員体制

所長（医師）、看護師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士、ソーシャルワーカー、児童指導員、保育士、管理栄養士、事務等の常勤・非常勤（嘱託医師含む）約100人

7. 社会貢献（地域における公益的な取組）

- ・ 保育士や社会福祉士を目指す学生、言語聴覚士、作業療法士、臨床心理士、医学部学生、特別支援学校高等部学生等の実習生、ボランティアや見学者を受け入れる。
- ・ 教育機関、福祉機関、医師会等からの依頼による発達障害支援や医療に関する講演会・研修会を実施し、地域での啓発と協働支援の推進を試みる。

横浜市南部地域療育センター

【施設目標】

障害者福祉に先駆的に取り組んできた法人として、地域に根ざし、創意と工夫を凝らした取り組みを進める。

1 人材の育成

- ・ 子どもたちの安全確保と所属間相互の負荷軽減を図るため、特に集団療育に当たる職員欠員時の対応については、即時の補充対応に並行し、緊急避難的に課間の応援を実施するなど、センター全体で利用者を支える体制を維持する。
- ・ 専門性の向上に向け、エビデンスに基づいた研修等を実施する。また、職員自ら学ぶ風土づくりの一環として、研修の企画実施を職員みんなで考えることで、職種間も含めた相互の交流促進に繋げる。

2 すみやかなサービス提供への取組

- ・ 初期支援では、令和6年度に開所した「相談ルームいろは 金沢文庫」での「ひろば事業」や心理職による個別相談を実施する等引き続き拡充に努める。
- ・ 子育て支援拠点、地域活動ホーム、地域ケアプラザ等関係機関との連携事業を実施して、地域の中で子どもの発達について相談できる場を提供する。
- ・ 保護者の不安解消に向けて、集団セミナー形式で家庭におけるコミュニケーション・スキルを学んでいただく「家庭療育セミナー」や初診時に言語未獲得と思われる2歳児等を対象に「こぐまくらぶ」を実施するなど集団療育開始前の個別指導等に取り組む。

3 柔軟な療育システムの構築

- ・ 共働き家庭の増加等による併行通園ニーズの増加へ対応するため、集団療育のクラス編成の柔軟な運用を図るとともに、支援プログラムを適宜見直す。
- ・ 併行通園先への訪問は、園との事前の情報交換を密にし、効率的に実施する。

4 経営基盤の強化と施設の管理運営

- ・ 電子カルテ導入を念頭にさらなる業務IT化を推進し、関連業務の効率化を図るとともに、個人情報管理・運用を見直し、万が一の事故発生時においては、対応マニュアルによる迅速かつ適正な対応を行う旨、全職員に徹底する。

5 地域における公益的な取組

- ・ 地元地域との顔の見える関係づくりを進めるため、近隣施設とともに地元杉田5丁目の合同イベントへの参画や「保育士・幼稚園教諭研修」を継続実施する。
- ・ 地域の学校教職員に向けての公開療育や、幼稚園保育所の教職員向けに療育の現場を直接目にしていただく機会として「キラッとオープンデー」を開催するなど、地元関係者と療育の知見とセンターの取組について広く共有する場を積極的に設けていくほか、実習生・ボランティア等の受け入れを継続実施する。

【事業計画】

1. 診療部門

発達に遅れや偏りがある子どもを対象に診断、治療、検査、機能訓練等を行い、成長発達に伴う変化に対応した生活を送るための基盤づくりや支援を行う。

(1) 診療科目

- ・ 児童精神科、小児神経科、リハビリテーション科、耳鼻咽喉科、補装具外来、摂食外来
- ・ 初診 600～650 人 再診 2,500～3,000 人

(2) 個別評価・指導・訓練・早期療育科

医師による診断、治療、補装具の相談、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による機能訓練、心理士による発達検査、心理療法、評価等および療育プログラムなどの作成を行う。早期療育科では保育士や児童指導員を中心に、その他の専門スタッフと連携しながらグループ活動を通じ、子どもの生活面、発達面の支援、相談等を行う。

2. 通園部門

一人ひとりの子どもに合わせた療育支援を行い、家庭での子育て支援や子どもたちが地域の中で健やかに育つように支援するため療育を行う。

また、地域支援として、併行通園クラスではクラス担任による巡回訪問実施し、学校教職員向けの公開療育を行う。

(1) R7年度利用児童数（予定数）

施設種別	利用児童数	定員
児童発達支援センター（知的障害児・肢体不自由児）	123	60

(2) クラス編成

- ① 安全面を第一に考慮し、障害種別や年齢に拘らず柔軟にクラス編成を行う。親子通園及び併行通園（週1日）は各5クラス、単独通園（週5日）は4クラスを設置。
- ② 対象児は3歳児～5歳児。令和7年度から単独通園（週5日）の対象を3～5歳児に拡大した。
- ③ 週1日単独併行通園は、定員を36名から45名とし、親子通園を9名減とした。支援の幅を広げることや継続して併行通園クラスを開催するための職員体制作りの一環として親子通園部門と協同運営している。

(3) 年間行事

入園式、懇談会、個別療育面談、療育参観、家庭訪問、遠足、交流保育、お別会、卒園式、避難訓練等。

3. 地域支援部門

福祉相談室のソーシャルワーカーが中心となり、各職種と連携して、関係機関の役割と機能を尊重し、利用者への支援を行う。

(1) 相談：発達の遅れや偏りのある児童の療育等相談を電話、面接により実施。

（新規申込み 600 件、延べ相談件数 5,000 件）

(2) 巡回相談：保育所・幼稚園等からの依頼を受け、発達の遅れや偏りのある児童等の支援、職員への助言及び療育技術の指導を実施。

（年間延べ 150 回、延べ相談件数 1,500 件）

(3) 各区療育相談：

各区福祉保健センターに出向き、子どもと家族の支援を行う。

（対応件数 磯子区 40 件、金沢区 40 件）

- (4) 地域支援：啓発講演会等への講師派遣、訓練会の支援を行う。
「こどもの発達支援セミナーキラッと」の運営。
- (5) 家族支援：療育センター利用者の家族に対して研修、講演会、相談等を行う。
子育て支援事業「ありんこ」、心理個別相談「てんとうむし」の運営。
センター内での「保護者向け学習室」への参画、取りまとめを行う。
- (6) 学校支援：エリア内の学校（24校、延べ70件）へのコンサルテーション、特別支援教育コーディネーター連絡会や特別支援教育研究会への支援を行う。
- (7) その他相談事業、他機関との連携：
各会議、ケース連絡などを通して、地域活動ホーム、社会福祉協議会、児童相談所、教育委員会等との連携を図る。
- (8) 児童発達支援事業所「はらっぱ」（旧：児童デイサービス）：
知的発達に遅れのない発達障害のある5歳児並びに保護者が対象。定員は2クラスで12人／日、週48人を、それぞれ週1回のグループ療育を行うとともに、就園先を訪問し、情報交換を行う。
- (9) 保育所等訪問支援事業：
専門的・個別的な支援を実施し、園との連携を強化して安定した利用を目指す。訪問支援員の育成も含めて支援対象ケースの拡充を検討する。
- (10) 障害児相談支援事業：
障害児通所支援サービスを利用する障害児に障害児支援利用計画を作成する。療育センター児童発達支援、保育所等訪問支援の利用者190人を予定。また、上記利用児が療育センター以外のサービスを利用する場合は、併せて障害児相談支援（利用計画等）を行う。
- (11) 特定相談支援事業：
療育センター児童発達支援の利用者に対して、障害者総合支援法に掲げるサービスの利用計画を作成する。

4. 一次支援事業所 相談ルーム「いろは 金沢文庫」

相談体制の強化及び、初診前・集団療育開始前の一次支援として初回面談、ひろば事業、心理個別相談を実施。

- (1) 初回面談は、申し込みから概ね2週間以内実施。主に金沢区在住の保護者及び、ひろば事業の対象となる保護者を中心に実施。
- (2) ひろば事業は、初診前後の保護者の不安軽減を目的に、保護者の相談に対応し、遊びを中心とした親子交流の支援を行う。児童精神科初診前及び集団療育開始前の0～5歳児とその保護者が対。又、センター内でのひろば事業を月4回程度の頻度で実施。
- (3) ひろば事業と同じ対象で個別に心理士が相談を行う。新規事業所とセンターで実施し、年間で150名の利用を見込む。
- (4) 他関係機関（子育て支援拠点や地域活動ホーム、地域ケアプラザ等）と連携し、地域の中で子どもの発達について相談できる場の拡充を図り、療育センター申し込みの有無にかかわらず勉強会や事業協力にて支援を行う。

5. 地域ニーズ対応事業等

- (1) 地域支援サービス強化事業『保育所等訪問支援事業の対象を拡充・地域支援者向けセミナーのシステム検討・各連携機関の希望に合わせた研修等の実施』（継続）
- (2) 地域ニーズ対応事業『学齢期に心理再評価を希望しているケースの待機解消』（継続）

- (3) 家庭療育セミナーの開催『心理士・看護師が定期的に講義・ワークショップ方式で保護者等に基礎的な子どもへの対応スキルを学んでいただく「家庭療育セミナー」を年間3クール（1クール4講座）開催（継続）

6. 管理部門

- ・ センターの事業運営、施設管理、施設利用収入（施設給付費、施設医療費）等の事務
- ・ 運営協議会の開催（年2回）、苦情受付、情報開示請求への対応
- ・ 横浜市こども青少年局との連絡調整会議への参加及び実態調査への対応
- ・ 給食の提供（委託）、通園のバス送迎（委託）、施設開放の実施等
- ・ 外部監査人による監査への対応
- ・ 大規模修繕工事の実施

7. 職員体制

- ・ 所長(医師)、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士、臨床検査技師、ソーシャルワーカー、児童指導員、保育士、栄養士、事務等の常勤・非常勤 計89人

8. 社会貢献（地域における公益的な取組み）

- ・ 「エビデンスに基づいた家庭療育プログラム事業」の実施
- ・ 杉田5丁目合同イベント「すぎたからつな5（ゴー）」へ参加
- ・ 他機関職員（保育士・幼稚園教諭等）向け研修会の実施
- ・ 施設見学受け入れ、地域への施設およびプール開放
- ・ 実習生受け入れ（社会福祉士、保育士、言語聴覚士、理学療法士、医学部学生等）
- ・ ボランティア受け入れ（通園兄弟妹保育、保育補助、教材作成）

川崎西部地域療育センター

【施設目標】

1 新たな相談フローにおける適切な支援体制の整備

- ・ 「子ども発達・相談センター」が一次的な窓口として開設後、療育センターへの直接申込も肢体不自由や中・重度のお子さんが中心となり、早期に支援を開始できるようになった。今後は、新しいサービスの開発なども含めて支援内容について検討を進める。
- ・ 地域の中核的な役割を担うセンターとして児童発達支援センターの一元化に対応し、地域の幼稚園、保育所、学校への巡回訪問、民間児童発達支援事業所や放課後等デイサービスへの支援を拡充していく。また、必要な人員配置や支援の取組についても検討する。
- ・ 医療的ケア児への支援については、引き続き行政機関や地域機関と連携し支援ネットワーク内で役割を果たしていく。また、医療的ケアのスコアに応じた看護師の配置による支援の充実に加え、新たに通園バスによる通園施設へのアクセスを支援する。
- ・ 共働き家庭の増加等による併行通園ニーズへの対応としてクラス編成の検討や、人員体制の柔軟な運用による支援内容の見直しを実施する。

2 ニーズに柔軟に対応できる人材の育成、子どもの権利保障及び各種計画への対応強化

- ・ 各々の専門職のスキルアップにより支援の質の向上を図るとともに、個々の職員が持っている強みを活かし、引き出すような学び合いなど、互いに育ちあっていくことができるような人材育成の手法等について検討する。
- ・ 子どもの権利保障に関する取組については、これまでも重点課題として取り組んでおり、センターでの虐待防止委員会の開催や、要保護児童対策地域協議会等への参加など、引き続き実施していく。
- ・ 利用者と職員の安全確保を第一として、事業継続計画、感染対策、安全計画の職員への周知徹底と研修訓練を実施する。

3 職員が安心して業務に取り組める環境と適正なサービス提供のための業務フローの整備

- ・ ハラスメント防止研修の受講等による職員の心理的安全性を考慮した職場環境作りへの取組を実施する。
- ・ グループウェアの活用による情報共有の効率化への取組の実施、利用者管理システムの更新による間接的な支援の質の向上。

4 経営基盤の強化と適切な施設運営、建物・設備等の維持・管理等の推進

- ・ 通園バス2台を車両更新し、新たに車椅子利用児の乗車や車内環境の改善へ対応する。
- ・ 屋上防水および外壁に関する大規模修繕について、工事による事業への影響を最小限に抑えつつ、法人本部とも協議・連携しながら実施する。
- ・ 引き続き診療報酬及び障害福祉サービス報酬の適切な請求に努め、収入の最大化を図る。
- ・ 個人情報の適切な管理について法人全体での改善の取組と協調しながら整理を行う。

5 児童福祉・社会福祉の推進に資する地域貢献・社会貢献の充実

- ・ 地域に開かれた施設を目指し、地域住民向けの講演会の実施、民生委員・主任児童委員等の視察受け入れ等を実施。
- ・ 地域の福祉系学部の学生など関係機関からの研修生、教育機関からの実習生等の受け入れにより福祉業界人材の育成と発掘をする。

【事業計画】

1. 診療部門

発達の遅れや障害を持つ子どもを対象に、成長発達に伴う変化を見据えて評価、診断、発達支援を行う。

(1) 診療科目：小児精神科、リハビリテーション科、耳鼻いんこう科、摂食嚥下外来

【総件数】初診 480 人、再診 10,000 人

(2) 外来療育等：心理士、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士、看護師が子どもの発達評価、個別相談、機能発達支援、グループ療育、個別療育、在宅患者訪問リハビリテーション、保育所等訪問支援、居宅訪問支援、環境調整等を実施。

(人数：診療報酬ベース)

心理療法	理学療法	作業療法	言語聴覚療法	重心児訪問療育
2,000 人	2,500 人	2,000 人	2,000 人	2 人、延べ 60 人

(3) グループ療育（診療報酬）：

種別	頻度	クラス数	利用児童数	延べ児童数
学齢児グループ	月 2 回	1 クラス	10 人	200 人
運動遅滞系初期グループ	月 1 回	1 クラス	8 人	80 人

2. 通園部門

個々の障害に配慮しながら、「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の 5 領域の支援を基本とする「個別支援計画」を作成し、一人ひとりの子どもニーズに応じた専門的な療育支援を行う。また、保護者支援についても勉強会や先輩保護者を囲んでの経験交流会を実施するなど利用者ニーズに応じた支援を展開する。幼稚園・保育園との連携を図りながら、小学校への引継、公開療育・講座を実施し、地域の関連機関への移行支援と技術支援を行なう。

(1) 利用児童数

利用種別※	利用児童数	定員
児童発達支援センター（知的障害児）	142 人	60 人
廃止：医療型児童発達支援センター（肢体不自由児）		
計	142 人	60 人

※児童福祉法の改正に基づき、令和 7 年 4 月から医療型児童発達支援を廃止。

障害種別によらないサービスの提供を実施する。

(2) クラス編成

利用者ニーズに柔軟に対応するため新たに 4・5 歳児週 2 日の単独通園クラスを 3 クラス、3 歳児週 3 日単独通園（週 1 日親子通園）クラスを 1 クラス運営する。

①年齢、発達状況を考慮し、クラス編成をする。

②2 歳児以上を対象に年齢や発達(障害)の状態に配慮し、安心・安全な療育環境で「個別支援計画」を実践できるように、少人数クラスによる療育を実施する。

(3) 年間行事

入園式、懇談会、勉強会、個別療育面談、家族参観、遠足、お楽しみ会、卒園式、避難訓練等。

3-1. 地域支援部門

(1) 福祉相談室

所内の診療所・児童発達支援センター・児童発達支援事業所・保育所等訪問支援事業、所外の関係機関と常に連携し、利用児の家庭生活・地域生活・進路等ライフステージに沿った相談支援を行う。又、相談支援事業所として対象者に計画相談支援を行う。

- ①令和7年度新規利用申込予測 約450人
- ②巡回訪問：保護者からの希望、幼稚園・保育所・学校からの依頼に応じて巡回訪問を行う。訪問では利用児の様子を見させていただき、必要であれば療育的工夫をお伝えしている。保護者にも訪問の様子をお伝えしている。
(令和7年訪問予測：約80箇所、対象者数：約250人)
- ③関係機関との連携：
 - 地域みまもり支援センター（宮前区役所・多摩区役所）とは常に連携しながら業務を行っている。また年2～3回は連携会議を行い、お互いの統計数や業務内容の確認、紹介児童の情報交換を行う。
 - その他、市所管課、医療機関、川崎市内療育センター、総合教育センター、児童相談所、通級指導教室、北部・中部リハビリテーションセンター等の各関係機関と定期的な会議や情報交換を行っている。
- ④地域支援：巡回訪問に加え、地域力向上を目指し、関係機関（幼稚園・保育所・学校・児童発達支援事業所・放課後等デイサービス）や民生委員等に向けた療育講座を開催する。
(令和7年度参加者予測：約100人)
- ⑤家族支援：利用者の家族に対し、相談、保護者学習会を行う。
- ⑥就学・学校支援：
 - 総合教育センターと協力し、年長児に就学についての案内作成、学校見学会等の郵送を行う。(令和7年度年長児：約250人)
- ⑦障害児相談支援事業：
 - 川崎市から示された対象児（医療的ケア児・肢体不自由児（身体障害者手帳1～3級）訪問系サービス（居宅介護・居宅訪問型児童発達支援））にサービス担当者会議の開催、家庭訪問（年2回）、関係機関へモニタリングを実施。また事業所として自立支援協議会への参加している。
(令和7年度契約者予定：39人)

(2) 地域支援室

- ①児童発達支援事業所：
 - 概ね2歳～5歳児を対象に障害に配慮しながら、健康・基本的な生活習慣・豊かな人間関係の育成のために「個別支援計画」を作成し、一人ひとりの子どもに応じた専門的な療育支援を行う。また保護者には発達の特性に応じた勉強会を行う。療育の開始・中間・終了後には個別面談も実施している。
(定員1日10人、利用児童数120人、延べ児童数1680人)
- ②福祉相談室と連携し、地域向けの講演等の啓発活動を行う。

3-2 子ども発達・相談センター（宮前区、多摩区）

本事業は川崎市専門相談員との協働事業として、西部地域療育センターの発達支援サービスおよび職員と一体となって地域の市民サービスの充実を目指して取り組む。

(1) 児童発達支援事業所「アエルみやまえ・アエルたま」（法定事業）

川崎市の専門相談において初期の療育的な関わりが必要と判断された概ね2歳～5歳児を対象に、健康・基本的な生活習慣・豊かな人間関係の育成を目的に「個別支援計画」を作成し、一人ひとりの子どもに合わせた専門的な発達支援を行う。(各区定員1クラス5人・日々10人、年間利用児童数100人、延べ児童数900人)

また、川崎市の専門相談の補完として集団評価クラスを実施し支援方針のためのアセスメントを実施する。(月8回)

(2) 発達・子育て支援事業

育児に不安を持つ家族に対し、参加しやすい雰囲気の親子で参加できる子育てサロンを土曜日に開催する。(各区定員 5 名程度、隔週土曜日) この事業は、西部地域療育センター通園課の保育士と協働して実施する。また、西部地域療育センターのスタッフ(専門職等)による子育て講演会を企画実行する。

(3) 相談支援事業

市の専門相談機能を補完する目的で「二次相談」を実施する。

ソーシャルワーカーを配置し、より療育的な相談ニーズがある事例については市専門相談員と同席で面談を実施する。その後も、必要に応じて発達や地域生活(幼稚園保育所、学校等での生活)についての相談支援を行う。

(4) 地域支援・地域連携事業

①就園移行支援・就学移行支援としてアエル利用児および川崎市専門相談利用児が就園・就学する場合、必要に応じて園や学校等と電話、書面、訪問によって情報を共有し地域での過ごしやすさを支援する。

②施設支援として、機関からの要請もしくは利用者の希望により、幼稚園・保育所・小学校に訪問して連携を図り、幼児、児童の生活の質の向上を目指す。

4. 訪問療育支援

(1) 居宅訪問型児童発達支援事業：重度の障害又は医療的ケアが必要なため外出することが著しく困難な児童の居宅を訪問し、支援員が基本的動作の指導等を行う。

(2) 保育所等訪問支援事業：巡回訪問と連動しながらより療育的配慮が必要な児童に対し支援を行う。さらに支援を充実させていけるように各職種間で機能的な動きができる仕組み作りを行う。(令和7年訪問見込み：約10箇所、対象者数：約10人)

5. 管理部門

- ・ 事業運営に伴う施設利用収入(施設給付費、施設医療費)、予算、施設管理、庶務等に係る事務執行
- ・ 運営協議会の開催(年2回)
- ・ 川崎市との施設運営連絡調整、基本協定や覚書の調整等
- ・ 給食の提供や通園バスの送迎(業務委託)に関する事務・各種調整
- ・ 施設設備・各種機器等の点検・改修等
- ・ 建物大規模修繕の計画、実施(屋上防水、外壁修繕)
- ・ 通園バスの更新に関する検討、予算請求

6. 職員体制

医師(所長他)、ソーシャルワーカー、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士、児童指導員、保育士、管理栄養士、事務員。常勤及び非常勤職員計70人(非常勤医師を除く)。うち、障害を有する職員1名、非常勤職員1名(週5日)。

7. 社会貢献(地域における公益的な取組)

- ・ 一般市民向け、子育て支援養成等の講師として啓発活動を行う
- ・ 幼稚園・保育所の職員向けに保育の質の向上のための療育講座、研修講師を行う
- ・ 難聴児両親講座の実施、行政主催の研修会への講師派遣
- ・ 教員を対象にした公開療育、公開講座の継続実施
- ・ 実習生、ボランティアの受け入れ
- ・ 地区の民生委員、児童委員等の施設見学受け入れ、講演講師派遣
- ・ 障害児者親の会活動等を支援するための会議室の地域開放等

横須賀市療育相談センター

【施設目標】

令和7年度は新たな指定管理期間（10年間）の2年目となる。今後の施策検討や課題の洗出しを急ぎ、今後の利用者ニーズ、人口等の推移、地域情勢を踏まえ、行政等関係機関とも連携し、地域全体でお子さんを支えられるようにセンターの運営に取り組んでいく。

1 新たな指定管理協定期間における新しい支援

- ・ 市からの期待が大きい「居宅訪問型児童発達支援事業」の利用拡大や、従来の巡回訪問事業の枠にとらわれない地域支援、関係機関との連携強化などアウトリーチ事業へ注力する。
- ・ 令和6年度に引き続き福祉型、及び医療型両事業の一元化に伴い、横須賀市と連携した通所定員の検討を行う。またアウトリーチ事業への注力の一環として、保育所等訪問支援事業を所管する地域生活支援課に加え、新たに通園課においても併行通園先との連携を試験的に実施する。
- ・ 中期経営計画初年度の令和6年度に計画していた医療的ケア児をはじめとする支援の行き届かない方々への具体的なサービス提供については、引き続き家庭環境や地域社会の実情を踏まえ、個々のニーズに応じた総合的な支援と手法を検討する。

2 人材の確保・育成

- ・ 療育相談センターの役割や実際の事業内容等について、「知ってもらう」「関心をよせてもらう」ためのPRを積極的に行う。
- ・ 学生や求職者に向けたSNSでの情報発信や、実際に雇用に結びつく施設見学会・インターンを引き続き開催するなど、センターのみならず法人本部とも協力し、法人や障害福祉の魅力を伝える。
- ・ 職員研修については、OJTや既存の法人研修に加え、センターにおける全体研修の内容の工夫や、外部の研修への積極的な受講を奨励する等、個々のスキルアップやモチベーションの向上を図る。
- ・ 労働環境の整備にも配慮し、健康等相談の勧奨や、業務システムを導入する等により負荷軽減を図り、職員を大切にす環境を整え定着率向上を目指す。新たに電子カルテシステムを導入し、診療相談部門の業務効率化を図るとともに医師をはじめとする医療従事者の確保がしやすい職場環境を整える。

3 財務基盤の強化

- ・ 市の予算枠内にある現状の指定管理制度の中にあっても、診療報酬や通所支援給付費等の収入をベースに、事業所として収支均衡、費用対効果、経費節減といった基本的な経営感覚について管理職を中心に意識啓発に取り組む。
- ・ また、想定を超える人件費の上昇、物価高騰等により市の予算枠内での事業執行に困難が生じる恐れのある場合は、市とも協議しながら、個々の事業委託形態の見直しや取り扱い物品を変更するなど、事業運営を工夫していく。
- ・ そのほか、今後必要となるモデル事業等の原資調達等の一環として、再リースの活用、水道光熱費の節約など事業経費の節減に努めつつ、限られた予算の中で柔軟かつ効果的な予算執行に努める。

【事業計画】

1. 診療部門

発達に遅れや障害がある子どもを対象に診断、治療、検査、機能訓練等を行い、成長発達に伴う変化に対応した生活を送るための基盤づくりや支援を行う。

(1) 診療科目：小児精神科・小児神経内科、小児科、リハビリテーション科、耳鼻いんこう科、摂食外来

(初診 900 人、再診 6,000 人)

(2) 個別療育・訓練

- ・ 医師による身体障害、知的障害及び発達障害等に関する診断、治療及び補装具の相談を行う。
- ・ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による機能訓練を行う。
- ・ 心理士による発達検査、知能検査、心理療法及び評価を行う。
- ・ 臨床検査技師による発達障害に関連した聴力検査及び脳波検査を行う。
- ・ 看護師による診療介助及び療育プログラムなどの作成を行う。

(3) 利用者サービスの拡充

保護者支援の充実を目的として、家族セミナーの開催や、ペアレントトレーニングを実施する。

2. 通園部門

障害に配慮しながら、健康的な身体・基本的な生活習慣・豊かな人間関係の育成を目指し、個別療育目標を作成する。一人ひとりの子どもに応じた専門的な療育支援を行う。

(1) 令和 7 年度利用児童数(計画)

利用種別※	利用児童数	定員
福祉型児童発達支援センター	75 人	50 人
医療型児童発達支援センター	10 人	40 人
計	85 人	90 人

※通園一元化については行政と調整のうえ、適宜進めることとする。

(2) クラス編成

- ・ 障害種別と年齢を考慮し、親子通園・単独通園・併行通園等にクラス編成をする。
- ・ 原則として 3 歳児は親子通園、4・5 歳児は単独（週 5 日）クラスと併行クラス。

(3) 年間行事

入園式、ひまわり園年度始めの会、クラス懇談会、個別療育面談、ひまわり園親子 Day、給食試食会、遠足、運動会、交流保育、卒園式、避難訓練、保護者勉強会、ピアカウンセリング等を実施。

(4) 障害児通所支援事業所連絡会の開催

横須賀市内の通所支援事業所や行政が集まり、意見や情報の交換を行う。

(5) 保護者会への協力

保護者全体親睦会等、保護者会が主催する各種企画への協力を行う。

(6) 医療的ケア児の送迎事業

通園児で医療的ケアや身体的理由により通園バスに乗車できない児童をひまわり園へ送迎する。

(7) にこにこルーム（弟妹保育）の事業化

親子通園が安定的に利用ができるよう通園事業として職員が弟妹保育を実施する。

(8) 保育所等訪問支援事業

試行的にひまわり園に通うお子さんに対する直接支援となる訪問支援を行う。

3. 地域生活支援部門

診断・検査・心理評価・個別相談をもとに作成した療育プログラムに基づき、関係機関とも連携し、ライフステージに沿った支援を行う。

(1) 相談：発達の遅れや障害のある児童の療育に関する相談を行う。

(新規 600 件、総相談件数 8,000 件)

(2) 巡回相談・コンサルテーション：

保護者や、保育園・幼稚園・こども園、小中学校等の依頼を受け、当センター利用児童の支援を行うとともに、訪問先職員等への助言及び療育技術の支援、指導を行う。

(巡回訪問回数：延べ 200 回、巡回相談件数：延べ 350 回)

(3) 市内各健康福祉センターへの訪問及び連携：

健診後のフォローグループに対して支援を行う。連携のための会議を行う。

(4) 地域支援：発達に障害等のある児童の理解のための啓発活動として講演会を開催する。

支援機関職員の専門性向上（スキルアップ）を目的とした研修を実施する。

(5) 家族支援：利用者の家族にライフステージに沿った研修、講演会、相談等を行う。

(6) 学校支援：横須賀市内の学校職員と適宜ケースカンファレンスを行う。

(7) その他相談事業、他機関との連携：

各会議、ケース連絡などを通して各関係機関・団体との連携を密接に図る。

(8) 親子教室・早期療育教室・療育教室：当センターほか4ヶ所にて各教室を実施する。

親子教室	6 教室 45 人
早期療育教室・療育教室	13 教室 120 人

(9) 障害児相談支援事業・特定相談支援事業：

ひまわり園の園児を主な対象として、児童福祉法及び障害者総合支援法に定める諸福祉サービスの利用計画を作成する。

(利用計画作成件数：延べ 600 回、モニタリング件数：延べ 800 回)

(10) 保育所等訪問支援事業：事情により通園に登園できない児童以外に、新たなニーズを開拓し事業を発展させる。

(11) 居宅訪問型児童発達支援事業：

診療部門と協力し、重度の障害により通所支援事業の利用希望があっても、外出することなどが著しく困難な児童の居宅を訪問し発達支援を行う。

4. 管理部門

- ・ センターの事業運営、施設管理、施設利用収入（施設給付費、施設医療費）等の事務
- ・ 施設における会計処理、人事労務、給食の提供（委託）、通園バス等の送迎（一部委託）
- ・ 運営協議会の開催（年 2 回）、市との連絡調整会議

5. 職員体制

所長（医師）、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士、臨床検査技師、ソーシャルワーカー、児童指導員・保育士、栄養士、事務員等の常勤・非常勤（計 110 人）

6. 社会貢献（地域における公益的な取組）

- ・ 実習生受入：医師 3 人、看護師(2 か所)、言語聴覚士(1 か所)、保育士(4 か所)他
- ・ 施設見学：併行通園児の併行先園の職員や関係機関職員等の受入
- ・ 横須賀市主催の発達支援に係る研修や、関係団体の研修への講師としての人的協力
- ・ 障害者雇用の目的のための市内支援学校等の生徒の実習受入れ等
- ・ インターンの開催、福祉分野への就職希望者を増やす取組
- ・ 医療的ケア児コーディネーター配置事業の受託予定(横須賀市事業)

横浜市港南区生活支援センター

【施設目標】

1 専門的相談を担う人材の確保と育成

- ・ 幅広い相談支援に対応できるよう専門スキル向上に向けた外部研修への参加を推奨し、法定サービスを担う研修への積極的参加を促すほか、引き続き職場内研修や事例検討などを行っていく。
- ・ 地域関係機関との連携強化に向けた「顔の見える関係づくり」を目指し、職員レベルでの活発な交流を行う。
- ・ センターの役割上、困難ケース対応も多いことから、職員個々がストレスを抱えないよう職員のメンタルヘルスケアを推進するとともに、事業所内の日々のケースや個々の支援方針の共有を密にする。

2 地域とのネットワークを活かした取組

- ・ 地域に埋もれている「ひきこもり」や「8050 問題」ケース等の支援に際しては、他機関とも協力しながらアウトリーチ機能を発揮して取り組んでいく。
- ・ ネットワークの形成と地域への公益的取組を兼ね、地元地域に向けた講座やイベント開催などを通じて、精神障害の普及啓発を実践していく。
- ・ 高齢や児童分野の支援機関と共に、障害者の「ライフステージ」に合わせた切れ目のない支援を目指した取組に向けて課題検討を進める。

3 生活支援センター機能の発展

- ・ 「当事者支援」に重点を置きながら、地域における啓発活動や各種事業への参画など、職員各自が能力を発揮できる場を積極的に広げていくことができるように意識することでセンター全体のスキル向上、機能向上を目指す。
- ・ 認知度の向上や多くの人に利用していただくため、利用者ニーズや当事者のエンパワーメントを大切にしながらセンターのプログラムやイベントの開催などに取り組むとともに、福祉や医療を学ぶ実習生や、地域ボランティアの受け入れを積極的に行う。

4 財政基盤の強化

- ・ 市の区局とも協議し、事業所の修繕、物品購入など計画的に執行する。
- ・ 節電対策の継続など、経費節減を職員全体で意識するとともに、業務の効率化や役割の見直しを適宜行う。
- ・ 事業収入向上に向けた取組として、法定サービス事業利用については加算要件等も随時見直ししながら、対象となるケースについて積極的に導入していく。

【事業計画】

1. 事業内容

(1) 相談支援事業

- ・ 精神障害者支援の総合窓口としての専門的・個別的な相談支援
- ・ 精神科嘱託医、臨床心理士による専門相談
- ・ 自宅訪問や同行、情報提供などの日常生活支援

- ・ 障害者自立生活アシスタント事業、精神障害者退院サポート事業
- ・ 指定一般・指定特定相談支援事業（計画相談、地域移行支援）、自立生活援助事業
- (2) 地域活動支援センター事業
 - ・ 居場所の提供、夕食・入浴・洗濯等サービス提供と、プログラム・イベントの実施
 - ・ 関係機関や地域住民との交流、障害理解の普及啓発事業
- (3) 港南区委託事業
 - ・ 精神保健福祉・出前講座の開催（地域に向けた普及啓発：年4回程度）
- (4) 具体的数値目標（延べ人数）

利用者数	12,000	食事サービス	3,000
1日平均利用者数	40	入浴サービス	1,100
1日平均当事者来館者数	25	洗濯サービス	120
日常生活支援（電話・面接・訪問・同行など）	5,000	計画相談支援（実数）	45

2. 職員体制

- ・ 所長、相談支援員（精神保健福祉士、社会福祉士等）…常勤・非常勤 計11人
- ・ 調理・事務担当職員 …非常勤 計9人

3. 社会貢献（地域における公益的な取り組み）

- ・ 福祉や看護を学ぶ実習生、ボランティア、施設見学などの受入を積極的に行う。
- ・ 当事者支援の取組も継続し、普及啓発や会議参加など活動の場を提供し、障害者の職場体験実習の受け入れも検討する。
- ・ その他、社会福祉協議会やケアプラザと連携し、防災などをテーマとして地域とつながりを持つための取り組みを進める。

川崎市発達相談支援センター

【施設目標】

発達障害のある本人や家族に丁寧に向き合い、一人ひとりに寄り添った相談支援や活動を提供し、社会参加を支援する。また、ライフステージを通じ、地域において安心・安全な生活が送れるように、関係機関と連携して支援を提供する。

1 専門的相談体制の整備と人材育成

- ・ 医療相談を軸とした医療・心理・福祉の三位一体の専門的相談体制を維持し、強化していく。
- ・ 知的障害のある発達障害児・者への支援スキルについては、最近の相談者傾向から地域支援マネジャーを中心としたセンター職員全員に欠かせないものと考え、その向上に努めていく。
- ・ 幅広い年齢層に対応した支援スキルが求められることから、当センターでの経験がスキル習熟の基盤になる。少数職場ではあるが、年齢バランス、経験年数に配慮した中長期の体制構想が必要であり、川崎市とも人員体制の考え方について今後とも協議を進める。

2 地域における公益的な取組

- ・ 地域住民を対象とした研修会の開催や講師の派遣。
- ・ 大学等の教育機関からの学生実習生や地域のボランティアの受入れ。
- ・ ペアレントメンター事業については、技術的な支援や会場の提供等により支援を行っていく。
- ・ 地域の支援者ネットワークや勉強会等の事務局を担当し、地域の支援力強化に関わりながら発達障害支援の普及啓発やセンターのPRを図る。

3 地域支援機能の強化

- ・ 地域支援協議会を年に複数回開催し、支援体制の検討や機能強化を図る。
- ・ 地域支援の要となる地域支援マネジャーを養成、配置するとともに、国立障害者リハビリテーションセンターをはじめとした研修会に参加させ、地域支援に関するスキルを向上させていく。

【事業計画】

1. 相談支援事業

(1) 個別相談

- ・ ケースワーカー・心理・医師がチームとなって、学齢期から成人期まで幅広く丁寧な個別相談を実施する。
- ・ ゆりの木（当法人運営）とは北部域ケースの相談連携を行い、医療相談に関しては両センターの中で適任者が受けるよう弾力的な相談体制にて実施する。
- ・ 社会的スキル等の獲得を目指すグループ活動も開催。家族支援に関しては、ペアレントメンター活動のフォローアップと2つの家族セルフヘルプグループの活動支援を行い、対応スキル向上や障害受容の促進を図る。

内 容	計 画
① 個別相談	新規 150 人（来所まで至ったケースのみ）、 継続 450 人（来所まで至ったケースのみ）
② グループ活動	学齢グループ活動（フリースペース 月 1 回） 成人グループ活動（2～3 ヶ月に 1 回）
③ 家族支援	家族セルフヘルプグループ（月 1 回、2 グループ） ペアレントメンター集団相談会支援（年延べ 12 回）

(2) 機関連携

地域療育センター、児童相談所、各種学校、地域みまもり支援センター、総合リハビリテーション推進センター、相談支援センター、就労支援事業所等との機関連携により相談支援の充実を図り、利用者ニーズに適切に対応していく。

(3) ゆりの木、南部就労援助センターとの連携

ゆりの木（当法人運営）とは、弾力的・一体的な運営を行っていく。同じ建物内に入居する川崎南部就労援助センター（当法人運営）とも連携して、発達障害の就労支援の充実に取り組む。

2. 発達障害者支援体制整備事業

(1) 研修開催

- ・ 川崎市各部局と協働し、市内の幼稚園・保育園の先生向け「川崎市発達相談支援コーディネーター養成研修」を開催する。
- ・ 市内の相談支援担当者向け「発達障害対応力向上研修」（年 3 回程度）
- ・ 市民向け研修会「市民講座」（年 1 回）を「ゆりの木」と協働して開催
- ・ センター利用の保護者との共同企画による「発達障がい応援キャラバン」を開催
※家族による家族のための研修会の共同開催。
- ・ その他、随時各種団体の研修会への講師派遣を実施。

(2) その他

支援体制整備検討委員会を定期開催し、地域支援マネジャーを中心に地域の学校や事業所等の関係機関に対するコンサルテーションを行うなど、地域の発達障害児者支援に関する対応能力の向上を図る。

3. 職員体制

所長、嘱託医、ケースワーカー、臨床心理士 計 19 人（兼務を除、ゆりの木含む）

4. 職員研修

「ソーシャルストーリーズ™」をはじめ、その他の各発達障害特性、認知、社会適応行動、職業適性などをアセスメントのためのツールに関して職員が使用に精通し、川崎市における普及の役割を担う。

また、外部研修への参加や書籍の購入、事例検討会・自主勉強会を実施する。

5. 社会貢献（地域における公益的な取り組み）

発達障害者支援体制整備事業の研修開催のほか、ボランティアや学生実習生の受け入れ、自主グループ支援等を通して、一般市民や当事者家族、関係機関等への発達障害理解の促進や社会貢献を進めていく。

また、地域の専門職ネットワーク（連携の会）やソーシャルストーリーズの勉強会の事務局を担当し、地域の支援力の強化に関与していく。

【施設目標】

発達障害のある本人や家族に丁寧に向き合い、利用者が安心して過ごせる日中活動や相談支援を提供する。また、将来にわたって地域で安心した生活が送れるよう関係機関と連携し、社会参加を支援する。

1 専門的相談体制の整備と人材育成

- ・ 医療相談を軸とした医療・心理・福祉の三位一体の専門的相談体制を維持し、強化していく。
- ・ 知的障害のある発達障害児者への支援スキルについては、最近の相談者傾向から地域支援マネジャーを中心としたセンター職員全員に欠かせないものと考え、その向上に努めていく。
- ・ 幅広い年齢層に対応した支援スキルが求められることから、当センターでの経験がスキル習熟の基盤になる。少数職場ではあるが、年齢バランス、経験年数に配慮した体制が必要であり、川崎市とも人員体制の考え方について協議する。

2 地域における公益的な取組

- ・ 地域住民を対象とした研修会の開催や講師の派遣。
- ・ 大学等の教育機関からの学生実習生や地域のボランティアの受入れ。
- ・ ペアレントメンター事業については、技術的な支援や会場の提供等により支援を行っていく。
- ・ 地域の支援者ネットワークや勉強会等の事務局を担当し、地域の支援力強化に関わりながら発達障害支援の普及啓発やセンターのPRを図る。

3 日中活動支援の提供と移行支援

- ・ 就労等を意識した次のステップへ進む利用者の入れ替わりに応じた柔軟なプログラムを提供していく。
- ・ 次のステップまで概ね2年以内を想定し、日中活動と車の両輪としての相談支援を丁寧に行っていく。
- ・ 集団行動等の日中活動の経験に並行して、就労等を念頭に置きつつも、丁寧な相談支援を実施している当センターの特色を打ち出し、競合する民間事業者等との差別化を図り、利用者獲得に繋げていく。

【事業計画】

1. 相談支援事業（3階相談室利用）

発達相談支援センターと連携して、多摩区・麻生区の発達障害児者、その家族、関係機関からの相談を丁寧に実施していく。

内 容	計 画
個別相談	新規 50 人、継続 150 人（来所相談に至ったケースのみ）

2. 日中活動支援事業（1階日中活動スペース利用）

- ・ 相談支援と並行して、市内在住の18歳以上の発達障害者を対象に、1階の日中活動スペースを個別活動、集団プログラムなどの目的別に分け実施する。
- ・ アンケート実施等によりプログラム内容を精査し、利用者満足度向上に努める。
- ・ 北部リハビリテーションセンターなどで実施される地域イベントへ参加するほか、地域のボランティアや将来的に支援者を目指す学生実習生の受け入れも進め、発達障害の理解促進の一助とする。

内容	計画
利用登録者	新規3人、継続15人、移行3人
利用延べ人数	1,200人

主なプログラム例	概要
調理	食育を意識し、レシピ作りから、調理と参加者による食事会（月1回）を実施。お菓子づくりや家でも簡単に実践ができる軽食も実施。
外出	余暇スキル等の獲得を目的に、企画から実際の外出を3回1セットで実施（年4回）。
CES・健康教育・心理教育	社会生活に必要なコミュニケーションスキルの獲得や発達障害の理解を深めること等を目的に講師とスタッフで実施（月4回）。
アート パステルアート	講師の指導による芸術・制作活動を通しての小集団活動を実施する。アートとパステルアートを交互に月1回のペースで実施する。
卓球・ビリヤード	体育館の予約が困難なため、日中活動スペースでの卓球やビリヤード台を利用しての身体を動かす機会を提供（月3～4回）。
カードゲーム	カードゲームを通して、余暇スキルやコミュニケーションスキルを高めることを目的に実施（月3～4回）。
報告書作り	日中活動の振り返りと広報、文書作成スキルの向上などを目的に、利用者による活動報告書を作成し、ホームページに掲載（月1回）。

3. 普及啓発事業

発達相談支援センターと協働し、幼稚園・保育所の先生向け「川崎市発達相談支援コーディネーター養成研修」、市内相談支援従事者向け「発達障害対応力向上研修」、市民向け「市民講座」などの研修会を開催し、発達障害の普及啓発を図る。

4. 職員体制

所長、嘱託医、ケースワーカー、臨床心理士 計8人（兼務を含む）

5. 社会貢献（地域における公益的な取り組み）

各種研修開催、ボランティアや学生実習生の受け入れ等により社会貢献を進めていく。また、北部地区のペアレントメンター活動について、技術的な支援と会場を提供するなどして関与していく。

横浜東部就労支援センター

【施設目標】

1 地域生活支援への対応

- ・ ホームページの「お知らせ」に、就労関係のホットな情報を掲載し、役立つ情報を提供していく。
- ・ 登録利用者への余暇活動支援を定期的実施する（年2回）。また、就労中の利用者のモチベーション向上のために、5年勤続者へ永年勤続表彰を継続実施する。
- ・ 神奈川区・鶴見区の自立支援協議会へ参加するほか、地域の関係支援機関と「顔の見える」ネットワークづくりを進め、連携を促進する。

2 就労支援に関する一次相談支援機関としての役割遂行

- ・ 地域の相談支援専門機関として、就労に関するどのような相談でも受け止めるワンストップ窓口を目指し、当事者や関係機関、企業からの就労にまつわる相談を受け、共に解決策を模索する。
- ・ 就労サポート説明会を毎月開催し、新規相談者への就労のガイダンスと個別相談を実施するほか、関係する行政の諸部門とも連携していく。制度等の情報収集を行い、社会経済環境の変化に適応した相談支援を行う。

3 人材の育成

- ・ 内部外部の研修を通し、対人援助スキルのさらなる向上を図る。
- ・ 障害雇用の普及啓発を行うためのプレゼンテーションのスキルアップを行うなど、技術のインプットだけでなく、アウトプットも実践していく。

4 経営基盤の強化

- ・ 経費削減・省エネについて、可能な範囲で取り組む。効率的な執行により、超過勤務は必要最小限度にする。

5 IT活用と情報セキュリティ強化

- ・ 各種業務でZoom等のオンライン手法を積極的に活用していく。活用可能なITスキルを業務に役立てるほか、各種新規の手法については、情報セキュリティ対策を講じる。

【事業計画】

1. 支援対象者数・相談支援件数数値目標

(1) 登録者・就労者数等

	人数 (R6 年度)	
新規登録者	60	(50)
継続利用者	310	(310)
新規就労者	30	(30)
継続就労者	280	(210)

(2) 相談支援件数

相談支援内容	件数	(R6 年度)
就職に向けた支援	1,000	(2,000)
職場定着に向けた相談・支援	4,000	(3,100)
合 計	5,000	(5,100)

2. 事業内容

障害の種別を問わず一人ひとりの意向を尊重した就労の場の確保と職場への定着の支援、並びに関係機関との地域連携により、利用者の就業生活上の課題克服に、本人と共に取り組む。

(1) 相談

- ・ 利用者、家族に対し、進路・就労に関する相談活動を行う。
- ・ 関係機関や学校に対して、コンサルテーションを行う。

(2) 就職に向けた支援

- ①適性把握に向けたアセスメントの検討、実施
- ②ハローワークへの求職登録・求職活動の支援
- ③職場実習・就労準備実習に際し、利用者への助言・指導、企業等への助言。

(3) 職場定着支援

- ・ 支援計画台帳等を活用し利用者・企業に対する支援を計画的、継続的に行う。
- ・ 勤続5年になる登録利用者へ、永年勤続表彰を行う。
- ・ 余暇活動支援事業を年に2回実施する。

(4) 離職・転職支援

登録利用者の離職・転職の意向に応じて支援を行う。

(5) 関係機関との連携・協働

- ・ 横浜市、神奈川県、神奈川労働局、区福祉保健センター、医療機関、学校、相談支援機関等の関係機関と十分に連携し、効果的に事業を運営する。
- ・ 就労サポート説明会へ引き続き近隣の地域にある就労移行支援事業に参加してもらい、相談者に就労に関する情報を効率的、効果的に提供する。また、当センターと就労移行支援事業所との相互理解と連携強化を図り、地域の関係支援機関とのネットワークづくりを推進する。

(6) 啓発活動

法人ホームページにセンターからの「お知らせ」を掲載し障害者本人及び地域の支援機関への情報発信や障害者の就労に関する啓発を行なう。

(7) 企業支援

神奈川区や鶴見区内の企業・事業所の障害者雇用に関する相談支援に取り組む。

3. 職員体制

所長、ソーシャルワーカーの常勤・非常勤職員 計6人。

4. 社会貢献（地域における公益的な取り組み）

地域の関係機関に向けた就労支援関係の出前講座等を実施。

川崎南部就労援助センター

【施設目標】

1 今後の就労援助センターの在り方検討

- ・ 市と市内3就労援助センターで国が示す「就労選択支援制度」への対応、就労移行（定着）支援事業所との役割の差別化、地区別ネットワーク会議の在り方や川崎市社会福祉協議会の研修への参加などについて川崎市との検討協議を進める。
- ・ 地域への社会的貢献として自立支援協議会、川崎市の各種会議やセミナーでの講師派遣に対応する。

2 人材の確保・育成、財務基盤の強化

- ・ 職員間の業務均衡を意図し、適切な担当ケースの振り分け及びケース数の調整を適宜行うほか、経験豊かな職員によるOJTの実施、相談支援専門員研修の受講、就労・医療・福祉・心理分野の研修や学会への参加等により職員育成を図る。
- ・ 事業費の適正化と職員配置の見直し及び人件費を含めた川崎市からの補助金額について、引き続き市と協議を継続する。

3 新規利用者の確保に向けた取組

- ・ 就労支援サービスの利用が届きにくい若年層（大学生、専門学校生、定時制高校、通信制高校）への支援について川崎市と協議を継続実施する。
- ・ 地域活動支援センターへの就労援助センター機能の啓発、PRを図り、利用者獲得に向けた連携を進める。

【事業計画】

1. 就労支援目標

(1) 相談者数

	人数 (R6年度)
新規登録者	100 (100)
継続利用者	600 (600)
新規就労者	60 (60)
継続就労者	450 (450)

(2) 登録者に対する支援

支援内容	件数 (R6年度)
就労に向けた相談支援	3,000 (3,000)
職場定着に向けた相談支援	4,000 (4,000)
合計	7,000 (7,000)

2. 事業内容

(1) 就労相談

発達障害、高次脳機能障害、難病など多様化する相談に柔軟に応じ、地域に向けて幅広く就労相談の機会を設け、社会資源につながない層への支援に取り組む。

(2) 求職支援

- ・ 本人の希望や課題を丁寧にアセスメントし、必要に応じて地域の福祉サービスにつなげるなど、就労準備に向けた支援を行う。
- ・ 職場体験実習事業などを利用し、就労までに準備が必要な方への支援を丁寧に行う。行政や企業と連携し、長時間勤務が困難な障害者に対しては、引き続き短時間雇用の機会を提供していく。

(3) 定着支援

- ・ 就労者の職場訪問や定期面談を通じて現状の把握と問題の整理を行い、必要な支援を的確に行う。
- ・ 特別支援学校の卒業生の定着支援については、卒業後3年を目途に、学校と連携して切れ目のない支援を目指す。
- ・ 事業所内で就労者対象のプログラムを定期開催する。
- ・ 企業によるナチュラルサポートの啓発（新規）

(4) 関係機関との連携

- ・ 川崎市や地域関係機関と連携・協力しながら、就労支援の中心的役割を担い、コーディネート会議開催など、ネットワーク体制の強化に努め、人材育成などの取り組みを行う。
- ・ 地域の事業所との連携を深め、就労体験の機会を提供し、就労につなげる役割を積極的に果たす。

3. 職員体制

所長、ワーカー・臨床心理士の常勤・非常勤職員 計7人

4. 社会貢献

実習や見学などの受け入れ、就労関係講座への講師派遣などを行う。